平成26年第1回定例会に提出された議案の内容と審議結果

条例の改正

○境町防災会議条例の一部を改正する条例案

［原案可決］

災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方防災会議と災害対策本部の所掌事務の見直しが図られたため、条例の一部を改正するもの。

○境町災害対策本部条例の一部を改正する条例案

［原案可決］

災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本町における関係条例を整理する必要があることから、条例の一部を改正するもの。

○境町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例案

［原案可決］

社会教育法の一部改正に伴い、これまで同法で規定していた社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるため、条例の一部を改正するもの。

○境町公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例案

［原案可決］

町営プールの撤去に伴い条例の一部を改正するもの。

○境町水泳プール設置及び管理条例を廃止する条例案

［原案可決］

平成25年度文化村駐車場整備工事に伴い境町水泳プールを撤去・処分するため条例を廃止するもの。

○境町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

［原案可決］

平成26年4月1日からの消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、農業集落排水処理施設使用料について、税率引き上げ相当分の改定を行うため、条例の一部を改正するもの。

○境町下水道条例の一部を改正する条例案

［原案可決］

平成26年4月1日からの消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、公共下水道使用料金について、税率引き上げ相当分の改定及び公衆浴場施設が今年開業するに伴い、新たに公衆浴場汚水料金の追加を行うため、条例の一部を改正するもの。

○境町水道事業給水条例の一部を改正する条例案

［原案可決］

平成26年4月1日からの消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、水道料金等について、税率引き上げ相当分の改定を行うため、条例の一部を改正するもの。

補正予算

○専決処分の承認を求めることについて「平成25年度境町一般会計補正予算（第5号）」

［即日原案承認］

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億783万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億2千56万2千円とするもの。

○平成25年度境町一般会計補正予算（第6号）

［原案可決］

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5千207万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億6千848万4千円とするもの。

○平成25年度境町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

［原案可決］

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2千798万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億766万1千円とするもの。

○平成25年度境町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

［原案可決］

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4千328万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4千732万2千円とするもの。

○平成25年度境町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

［原案可決］

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5千200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9千231万3千円とするもの。

○平成25年度境町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

［原案可決］

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ954万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3千233万8千円とするもの。

人事案件

○坂東市外2か町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

［即日原案同意］

選任委員　小林　昭夫

坂東市幸田795番地

○境町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

［即日原案同意］

選任委員　羽鳥　和幸

境町大字若林2052番地

○境町議会圏央道境インターチェンジ（仮称）周辺開発調査特別委員会の名称変更及び委員の選任について

［即日原案可決］

変更前名称　境町議会圏央道境インターチェンジ（仮称）周辺開発調査特別委員会

変更後名称　境町議会圏央道境古河インターチェンジ周辺開発調査特別委員会

（変更理由）

圏央道（仮称）境インターチェンジの名称が、平成25年12月24日付けで境古河インターチェンジに決定されたことによるもの。

選任委員　山田　正樹

（選任理由）

平成26年2月9日に境町議会議員補欠選挙に当選したことによるもの。

意見書の提出

政府関係機関へ次の意見書を出した。

○道州制導入に断固反対する意見書

平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきた。

しかし、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において、閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。